

実地指導における指導事項について

(養護老人ホーム、軽費老人ホーム)



宮崎県福祉保健部指導監査・援護課

内容

- ① 実地指導の流れ
- ② 指摘事項の例



① 実地指導の流れ

実地指導の流れ

- ① 日程調整
 - ② 実施通知の送付 (県→事業所)
 - ③ 書類の確認やヒアリングの実施
 - ④ 結果通知の送付 (県→事業所)
 - ⑤ 改善報告書の提出 (事業所→県)
- 

② 指摘事項の例

指摘事項の例（勤務体制の確保等）

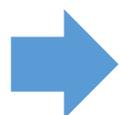
事例①

勤務体制の確保等

（例）

- ・勤務表において、常勤・非常勤の別、生活相談員及び介護職員等の配置が明確でないので明確にすること。

原則として月ごとに勤務表を作成し、職員の日々の勤務時間、



常勤・非常勤の別、生活相談員及び支援員・介護職員等の配置、施設長との兼務関係等を明確にしてください。

指摘事項の例（運営規程）

事例②

運営規程

（例）

- ・運営規程において記載漏れ、記載内容の誤り、現状との相違（職員の職種、職務の内容等）がある。

運営規程の記載内容が実態に即していない場合、指摘事項となる可能性がります。

➡ なお、修正後は県へ変更届を速やかに提出してください。

提出先は**長寿介護課**です。

指摘事項の例（処遇の方針／サービス提供の方針）

事例③

処遇の方針／サービス提供の方針

（例）

- ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会について、3月に1回以上の開催がなされていない

身体的拘束を施設内で行っていない場合でも3月に1回以上の委員会の開催は必要です。また、身体的拘束を行う場合は、「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の3要件を満たしているかどうか、慎重に検討する必要があります。

指摘事項の例（職員の配置の基準）

事例④

職員の配置の基準（養護老人ホーム）

（例）

- ・主任生活相談員が配置されていない。

生活相談員のうち入所者の数が100又

➡はその端数を増すごとに1人以上を主任

生活相談員としてください。



指摘事項の例（入居申込者等に対する説明等）

事例⑤

入居申込者等に対する説明等（軽費老人ホーム）

（例）

- ・併設する特定施設入居者生活介護における重要事項説明書のみ、交付・説明している場合がある。

入所申込者又はその家族に対し、軽費老人ホーム独自の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結しなければなりません。